

## 特記仕様書

### 1 対象自家用電気工作物

- (1) 施設名 秋田県航空基地
- (2) 所在地 秋田市雄和椿川字山籠40番地1
- (3) 需要設備 容量：375kVA 電圧：6.6kV
- (4) 非常用予備発電装置 出力：181kW 電圧：200V

### 2 委託業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 定例業務

#### (1) 業務内容

- ① 対象とする自家用電気工作物（以下「電気工作物」。）の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認の上、保安規程に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験（その細目は点検乙が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。
- ② 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を甲より受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行うこと。
- ③ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

#### (2) 定期点検

- ① 月次点検：需要設備 1回／1月
- ② 年次点検： 1回／1年（平日の18時以降に実施）
- ③ 臨時点検： 必要の都度

### 4 定例外業務

- (1) 定例外業務は、別途協議の上で実施すること。
- (2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気工作物の設置、改造等の工事について、甲より通知を受けて、保安規程及び点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視、点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を指示又は助言すること。
- (4) 電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程及び点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について指示又は助言すること。
- (5) 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検及び検査を行い、運転に必要な指導を行うこと。

## 5 その他

- (1) 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、甲は、巡視、点検及び測定・試験を甲又は甲の従乙、電気工事乙、機器製造乙等必要な専門の知識及び技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、甲より実施について乙に連絡するものとし、乙はその記録を確認し、甲に対し必要な助言を行うものとする。
- ① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機及び昇降路内の設備等
  - ② 取扱いが特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
  - ③ 高所にある配線、機器等及び稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
  - ④ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
  - ⑤ 業務上の都合等甲の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、乙が立ち入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等
  - ⑥ 事業場外で使用されている可搬型機器
  - ⑦ 発電設備のうち、電気設備以外の部分
- (2) 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあつては、甲は乙が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において甲が第三者に点検を依頼する場合は、これを乙に連絡するものとし、その記録を確認し、甲に対し必要な助言を行うものとする。
- ① 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器及び密閉場所等
  - ② 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

## 6 保安業務担当者等

- (1) 乙は電気工作物の保安管理業務を担当する保安業務担当者及び当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号を書面をもって甲に知らせるとともに、甲は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととする。
- (2) 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、甲に対し身分を明らかにするものとし、甲は、乙が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。
- (3) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

## 7 連絡責任者等

- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を乙に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

- (2) 甲は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- (3) 甲は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとする。
- (4) 甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。
- (5) 甲は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

## 8 責務

- (1) 甲は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、乙がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 甲は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ乙に連絡するものとする。
- (3) 甲は、電気工作物の所在地及びその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、乙に速やかにその旨を通知するものとする。
- (4) 甲は、乙が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- (5) 甲は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者及び点検結果を確認し保存するものとする。

## 9 契約の変更

次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、乙と協議の上、必要に応じ原契約を更改するものとする。

- (1) 設備容量が100kVA以下となった場合。
- (2) 次のいずれかの設備条件に適合しなくなった場合。
  - ① 構外にわたる高圧電線路がないもの
  - ② 柱上に設置した高圧変圧器がないもの
  - ③ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの
  - ④ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
  - ⑤ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの